

さんむ医療センター医学生奨学金等支給要項

さんむ医療センターでは、地域医療の充実と医師の確保を図るため、将来、医師としてさんむ医療センターの業務に従事しようとする医学部の学生に対し、修学等に必要な奨学金等を貸与します。

【令和7年度医学生奨学金等貸与希望者募集】

募集人員	1. 奨学金：大学1年生から6年生 若干名 2. 修学一時金：大学1年生 若干名 *奨学金と修学一時金は重複して受けることができます。
貸付金額	1. 奨学金：月額12万5千円 2. 修学一時金：500万円以内
貸与期間	貸付決定の月から、大学卒業の月まで（ただし6年を限度とします。）
申請資格	千葉県内に5年以上住所を有したことがあり、資格取得後、直ちに当院に勤務することを希望する医学部大学生（令和7年4月入学予定者を含みます。） *ただし、山武市医学生奨学金等貸付制度及び他の団体で従事することを条件とした奨学金制度との併用はできません。
申請期限	令和7年3月21日（金曜日）まで
申請方法	下記必要書類を人事課人事係へ持参、又は郵送により提出してください。 *持参の場合には、平日8:30から17:15までに提出してください。土・日曜日、祝日は受付を行っていません。 *郵送の場合には、申請期限までに必着でお願いします。
選考方法	書類及び面接による選考 *面接日時及び会場については、別途連絡します。
返済免除の条件	臨床研修または大学院の課程を修了し、直ちに貸付期間と同期間、医師として勤務した場合
奨学金等の返還	退学など貸付目的を達成する見込みがなくなったときなどは、奨学金等の貸付を中止し、一括または分割で償還していただきます。 1. 償還利息 奨学金等の貸付が中止されたときや、目的を達成する見込みがなくなったと判断されたときには、償還決定の日から償還の日までの日数に応じ、年2.8%の割合で計算した償還利息を支払っていただきます。 2. 遅滞利息 奨学金等を償還期日までに償還しなかったときは、償還期日の翌日から償還を完了する日までの日数に応じ、償還すべき額に年9.1%の割合で計算した遅滞利息を支払っていただきます。
その他	この支給要項のほか、「地方独立行政法人さんむ医療センター医学生奨学金等貸与規程」「地方独立行政法人さんむ医療センター医学生奨学金等貸付実施要綱」（PDFファイル）を熟読の上、本制度の内容を十分に確認してください。 地方独立行政法人さんむ医療センター医学生奨学金等貸与規程（PDF：149KB） 地方独立行政法人さんむ医療センター医学生奨学金等貸付実施要綱（PDF：162KB）

◆必要書類

区分	申請書	添付書類
奨学金	医学生奨学金 貸付申請書 (PDF:84KB)	1. 住民票の写し（世帯全員のもの） 2. 履歴書 3. 在学証明書（入学予定者は、入学選考合格通知の写し） 4. 在学する大学の学長または学部長の推薦調書（入学予定者は不要） (PDF:63KB) 5. 成績証明書（入学予定者は、卒業（予定）高校等の調査書） 6. 親権者（法定代理人）同意書（未成年者の場合） (PDF:78KB)
修学一時金	修学一時金 貸付申請書 (PDF:68KB)	1. 貸付を受けようとする理由書 2. 親権者（法定代理人）同意書（未成年者の場合） (PDF:78KB)